

令和元年7月5日	第4回高齢者の保健事業と介護予防の 一体的な実施の推進に向けた プログラム検討のための実務検討班	参考資料2
----------	--	-------

(参考)

# 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

## 改正の趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及びその適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、被扶養者の要件の適正化、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずる。

## 改正の概要

- 1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律(高確法)、船員保険法】**
  - ・オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止(告知要求制限)する。
- 2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】**
- 3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】**
  - ・医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)と介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備(審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等)を行う。(DPCデータベースについても同様の規定を整備。)
- 4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】**
  - ・75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一緒に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。
- 5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】**
  - (1) 被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
  - (2) 市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。
- 6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】**
  - (1) 社会保険診療報酬支払基金(支払基金)について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
  - (2) 医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する(支払基金・国保連共通)。
  - (3) 医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する(支払基金・国保連共通)。
- 7. その他**
  - ・未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

## 施行期日

令和2年4月1日(ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は令和元年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は令和2年10月1日(一部の規定は令和4年4月1日)、5(2)及び7は公布日、6(1)は令和3年4月1日)

# 保健事業と介護予防の現状と課題(イメージ)

医療保険

介護保険

退職等

75歳

## 被用者保険の保健事業 (健保組合、協会けんぽ)

- 特定健診、特定保健指導
- 任意で、人間ドック
- 重症化予防(糖尿病対策等)
  - 保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携した受診勧奨・保健指導等の実施。
- 健康経営の取組
  - ・保険者と事業主が連携した受動喫煙対策や職場の動線を利用した健康づくりの実施。
  - ・加入者の健康状態や医療費等見える化した健康スコアリングレポート等の活用。

## 国民健康保険の 保健事業(市町村)

- 特定健診、特定保健指導
- 任意で、人間ドック
- 重症化予防(糖尿病対策等)
  - 保険者により、糖尿病性腎症の患者等に対して、医療機関と連携した受診勧奨・保健指導等の実施。
- 市町村独自の健康増進事業等と連携した取組

## 後期高齢者広域連合の 保健事業 (広域連合。市町村に委託・補助)

- 健康診査のみの実施がほとんど
- 一部、重症化予防に向けた個別指導等も実施

国保と後期高齢者の  
保健事業の接続の必要性  
(現状は、75歳で断絶)

○フレイル状態に着目した  
疾病予防の取組の必要性  
(運動、口腔、栄養、社会参加  
等のアプローチ)

保健事業と介護予防の  
一体的な実施(データ分析、  
事業のコーディネート等)

65歳

## 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業等(市町村)

- 一般介護予防事業(住民主体の通いの場)
- 介護予防・生活支援サービス事業
  - 訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、生活予防支援事業(ケアマネジメント)

→保健事業との連携による支援メニューの充実の必要性

# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（スキーム図）

高齢者的心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合と市町村の連携内容を明示し、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施。

## 国(厚生労働省)

- 保健事業の指針において、一体的実施の方向性を明示。**(法)**
- 具体的な支援メニューをガイドライン等で提示。
- 特別調整交付金の交付、先進事例に係る支援。

## <市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施>

### 広域連合

委託 **(法)**

### 市町村

- 広域計画に、広域連合と市町村の連携内容を規定。**(法)**
- データヘルス計画に、事業の方向性を整理。
- 専門職の人事費等の費用を交付。

- 一体的実施に係る事業の基本的な方針を作成。**(法)**
- 市町村が、介護の地域支援事業・国保の保健事業との一体的な取組を実施。**(法)**  
(例)データ分析、アウトリーチ支援、通いの場への参画、支援メニューの改善 等
- 広域連合に被保険者の医療情報等の提供を求めることができる。**(法)**
- 地域ケア会議等も活用。

必要な援助

都道府県への  
報告・相談

## 都道府県 (保健所含む)

- 事例の横展開、県内の健康課題の俯瞰的把握、事業の評価 等

## 国保中央会 国保連合会

- データ分析手法の研修・支援、実施状況等の分析・評価 等 **(法)**

## 三師会等の 医療関係団体

- 取組全体への助言、かかりつけ医等との連携強化 等

事業の一部を民間機関に委託できる。**(法)**

(市町村は事業の実施状況を把握、検証)

※**(法)**は法改正事項

# 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律第3条による 改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）①

## 第五節 高齢者保健事業

### （高齢者保健事業）

第百二十五条 後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「**高齢者保健事業**」という。）を行うように努めなければならない。

- 2 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、第十六条第二項の情報を活用し、適切かつ有効に行うものとする。
- 3 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、市町村及び保険者との連携を図るとともに、**高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性を踏まえ**、高齢者保健事業を効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村との連携の下に、市町村が実施する国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心身の特性に応じた事業（次条第一項において「**国民健康保険保健事業**」という。）及び介護保険法第百十五条の四十五第一項から第三項までに規定する地域支援事業（次条第一項において「**地域支援事業**」という。）**と一体的に実施する**ものとする。
- 4 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業を行うに当たつては、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業の実施が推進されるよう、地方自治法第二百九十五条の七に規定する広域計画（次条第一項において「**広域計画**」という。）に、後期高齢者医療広域連合における市町村との連携に関する事項を定めるよう努めなければならない。
- 5 （略）
- 6 厚生労働大臣は、第一項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、指針の公表、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 7 前項の指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に関する基本的事項
  - 二 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村が行う取組に関する事項
  - 三 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合及び次条第一項前段の規定により委託を受けた市町村に対する支援に関する事項
  - 四 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と市町村との連携に関する事項
  - 五 高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けた後期高齢者医療広域連合と地域の関係機関及び関係団体との連携に関する事項
  - 六 その他高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施に向けて配慮すべき事項
- 8 第六項の指針は、健康増進法第九条第一項に規定する健康診査等指針、国民健康保険法第八十二条第九項に規定する指針及び介護保険法第百十六条第一項に規定する基本指針と調和が保たれたものでなければならない。

### （高齢者保健事業の市町村への委託）

第百二十五条の二 後期高齢者医療広域連合は、当該後期高齢者医療広域連合の広域計画に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができるものとし、当該委託を受けた市町村は、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、その実施に関し、国民健康保険保健事業及び地域支援事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めるものとする。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた市町村に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する被保険者に係る療養に関する情報又は健康診査若しくは保健指導に関する記録の写しその他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

- 2 前項前段の規定により委託を受けた市町村の職員又は職員であつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

# 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律第3条による 改正後の高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）②

## （高齢者保健事業に関する情報の提供）

第百二十五条の三 後期高齢者医療広域連合は、**被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析**を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、市町村及び他の後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等（当該被保険者に係る療養に関する情報若しくは健康診査若しくは保健指導に関する記録の写し若しくは特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録の写し、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報をいう。以下この条及び次条において同じ。）その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

- 2 市町村は、前条第一項前段の規定により、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業の委託を受けた場合であつて、被保険者ごとの身体的、精神的及び社会的な状態の整理及び分析を行い、被保険者に対する高齢者保健事業の効果的かつ効率的な実施を図る観点から、必要があると認めるときは、他の市町村及び後期高齢者医療広域連合に対し、当該被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。
- 3 前二項の規定により、情報又は記録の写しの提供を求められた市町村及び後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該情報又は記録の写しを提供しなければならない。
- 4 前条第一項前段の規定により委託を受けた**市町村は、効果的かつ効率的で被保険者の状況に応じたきめ細かな高齢者保健事業を実施するため、前項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、自らが保有する当該被保険者に係る特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、国民健康保険法の規定による療養に関する情報又は介護保険法の規定による保健医療サービス若しくは福祉サービスに関する情報を併せて活用することができる。**

## （高齢者保健事業の関係機関又は関係団体への委託）

第百二十五条の四 後期高齢者医療広域連合は、高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体（都道府県及び市町村を除く。以下この条において同じ。）に対し、その実施を委託することができる。この場合において、後期高齢者医療広域連合は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。

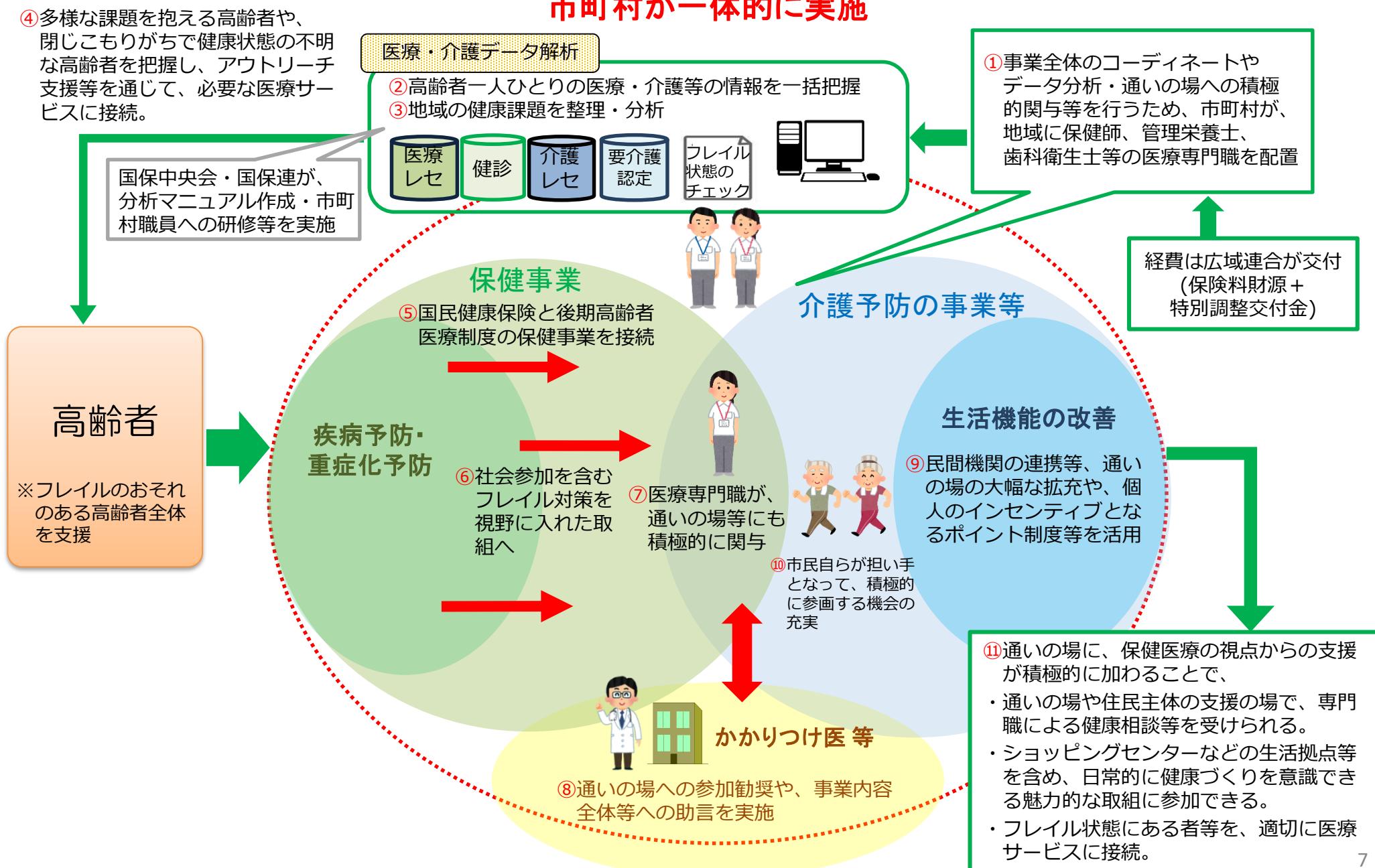
- 2 第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村は、当該委託を受けた高齢者保健事業の一部について、高齢者保健事業を適切かつ確実に実施することができると認められる関係機関又は関係団体に対し、その実施を委託することができる。この場合において、市町村は、当該委託を受けた関係機関又は関係団体に対し、委託した高齢者保健事業の実施に必要な範囲内において、自らが保有する、又は同項後段若しくは前条第三項の規定により提供を受けた被保険者に係る医療及び介護に関する情報等その他高齢者保健事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供することができる。
- 3 第一項前段又は前項前段の規定により委託を受けた関係機関又は関係団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、高齢者保健事業の実施に関して知り得た個人の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

## 第八節 高齢者保健事業等に関する援助等

### （高齢者保健事業等に関する援助等）

第百三十一条 国保連合会及び指定法人は、後期高齢者医療の運営の安定化を図るため、後期高齢者医療広域連合が行う高齢者保健事業及び第百二十五条第五項に規定する事業、後期高齢者医療給付に要する費用の適正化のための事業その他の事業（以下この条において「高齢者保健事業等」という。）に関する調査研究及び高齢者保健事業等の実施に係る後期高齢者医療広域連合間（国保連合会においては、後期高齢者医療広域連合と当該後期高齢者医療広域連合から第百二十五条の二第一項前段の規定により委託を受けた市町村との間及び当該委託を受けた市町村間を含む。）の連絡調整を行うとともに、**高齢者保健事業等に關し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供、高齢者保健事業等の実施状況の分析及び評価その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。**

# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）



# 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の 施行に向けたスケジュール(案)

- 「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を改定し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム（以下、プログラムとする）を盛り込む。
- ガイドラインは、本検討班におけるプログラム検討を受け、「あり方WG」にて承認を得る。
- また、「高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針」の改定や、「令和2年度特別調整交付金の交付基準」の検討結果の周知など、法施行に向けた準備を10月までに行う。
- 広域連合・市町村においては、指針やガイドライン等を踏まえ、広域計画の策定、委託契約の締結準備、市町村基本方針の策定など、令和2年度からの実施に向けた準備を行う。

令和元年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和2年4月1日 改正法施行
高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ					(WG) (作業チーム)							
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けたプログラム検討のための実務者検討班（検討班）	第1回 5/22	第2回 5/31	第3回 6/12	第4回 7/5	第5回 8/1	第6回 9/4						
厚生労働省における特	保健事業実施指針				改正指針案文の作成準備	パブリックコメント等 (広域連合との調整)	改正指針					・広域計画の策定（広域連合議会の承認が必要） ・広域連合と市町村の委託契約の締結 ・市町村基本方針の策定 等

## 経緯

- 後期高齢者を対象とした健診は特定健診に準じて実施されているため、健診で用いられる質問票にはメタボリックシンドローム対策に着目した質問項目が設定されており、フレイルなど高齢者の特性を把握するものとしては十分なものとはいえない。
- このため、「高齢者の保健事業のあり方検討WG」での議論を経て、2018年4月に公表された「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」において、より適切な質問項目の設定が、引き続き検討すべき事項として位置付けられ、WGにおいて見直しの検討が行われた。

## 質問票が用いられる状況等の整理と方針

- 目的等
  - 1 健康課題等の把握、必要な支援へのつなぎ
  - 2 後期高齢者の健診時の活用を第一に位置付ける。
  - 3 ただし、他の活用を制限するものではない。（例：通いの場等において、地域の専門職が関与して必要な支援につなげる等）
  - 4 健診実施機関の実施状況に対応できるよう、自記式及び他記式いずれでも可能な方法を想定する。
- 利活用方法
  - 1 スクリーニング（高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握）、保健指導による活用、行動変容の前後評価
  - 2 特定健診の「標準的な質問票」に代わる位置づけのものとしてKDB等にデータ収載し、活用
  - 3 教育ツールとして、被保険者にフィードバック

## 質問項目の考え方

- フレイルなど高齢者の特性を踏まえ健康状態を総合的に把握するという目的から、(1)健康状態、(2)心の健康状態、(3)食習慣、(4)口腔機能、(5)体重変化、(6)運動・転倒、(7)認知機能、(8)喫煙、(9)社会参加、(10)ソーシャルサポートの10類型に整理した。

フレイルとは、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する」と定義されている。（「フレイル診療ガイド2018年版」（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018））

- 高齢者の負担を考慮し、質問項目数を15項目に絞り込んだ。

### フレイルの多面性

閉じこもり、孤食

社会的

身体的 精神的

低栄養・転倒の増加  
口腔機能低下 意欲・判断力や  
認知機能低下、  
うつ

# 後期高齢者の質問票の見直しについて ②

類型名	質問文	回答	考え方
1 健康状態	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう ④あまりよくない ⑤よくない	主観的健康観の把握を目的に、国民生活基礎調査の質問を採用
2 心の健康状態	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不満 ④不満	心の健康状態把握を目的に、GDS（老年期うつ評価尺度）の一部を参考に設定
3 食習慣	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ	食事習慣の状態把握を目的に項目を設定
4	口腔機能	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
5		お茶や汁物等でむせることありますか	①はい ②いいえ
6 体重変化	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ	低栄養状態のおそれの把握を目的に、基本チェックリストの質問を採用
7	運動・転倒	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
8		この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
9		ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
10	認知機能	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあると言われていますか	①はい ②いいえ
11		今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
12 喫煙	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた	喫煙習慣の把握を目的に、国民生活基礎調査の質問を採用し、禁煙理由についてのアセスメントにつなげるため、「やめた」の選択肢を追加
13	社会参加	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
14		ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
15 ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ	身近な相談相手の有無の把握を目的に項目を設定

# 保険者インセンティブ(30年度分)について

## ○考え方について

### 【予算規模について】

- 一定のインセンティブを付与する観点から 100 億円の予算とし、その全額を、得点及び被保険者数により按分して交付することとする。

### 【評価指標の考え方について】

- 平成29年度までの事業の実施にかかる評価指標に加えて、事業の実施について評価を行った場合に加点する。
- 事業の実施にかかる評価指標は 100 点満点、事業の実施について評価を行った場合の加点は 20 点満点の計 120 点満点とする。

## ○事業の実施にかかる評価指標について

### 保険者共通の指標

指標① ※後期では（特定）健診は義務ではない。

- 健診の実施及び健診結果を活用した取組の実施

指標②

- 歯科健診の実施及び健診結果を活用した取組の実施

指標③

- 重症化予防の取組の実施状況

指標④

- 被保険者の主体的な健康づくりに対する広域連合による働きかけの実施

指標⑤

- 被保険者の適正受診・適正服薬を促す取組の実施状況

指標⑥

- 後発医薬品の使用割合

- 後発医薬品の使用促進

### 固有の指標

指標①

- データヘルス計画の実施状況

指標②

- 高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業の実施状況

指標③

- 専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備

指標④

- 医療費通知の取組の実施状況

指標⑤

- 地域包括ケアの推進（在宅医療・介護の連携等）

指標⑥

- 第三者求償の取組状況

## ○事業の評価にかかる加点について

共通指標①、②、④及び⑤における取組に係る事業の実施について評価を行っている場合は、各取組ごとに加点

# 令和元年度の特別調整交付金（「その他特別な事情がある場合」（算定省令第6条第9号））

## 〈令和元年度〉

- 1 長寿・健康増進事業
- 2 医療費等の適正化のための取組
- 3 後期高齢者医療制度の保険者インセンティブによる支援
- 4 離職者に係る保険料減免
- 5 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更に関する広報等
- 6 第三者行為による被害に係る求償事務の取組強化の財政支援
- 7 保険料軽減特例の見直しに関する広報に係る経費
- 8 マイナンバー制度における情報連携の円滑な運営に必要な経費
- 9 「意見を聞く場」の設置等
- 10 後期高齢者医療の財政負担となる影響額等に係る補助
- 11 保険料軽減判定におけるシステム誤りの対応に係る経費
- 12 災害等、緊急の理由により会議等が必要な場合に係る経費
- 13 東日本大震災に係る経費
- 14 平成30年7月豪雨に係る経費
- 15 平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る経費
- 16 算定省令第6条第8号(結核性疾患及び精神病)に係る経過措置
- 17 保険医療機関の診療報酬の不正請求に伴う医療給付費の財政支援

## 〈 主な変更点 〉

- ◎ 保健事業実施計画の策定については、全広域連合での策定が完了したことから削除。
- ◎ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、構成市町村や関係団体等との連絡、調整等に要する経費の目的の例として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を明示するとともに、事例の共有、横展開等を目的とした会議や研修等に要する経費を新たに交付対象。
- ◎ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への訪問指導及び後発医薬品の使用促進のための普及・啓発に係る経費の財政支援を追加。(2分の1を交付対象。)
- ◎ 保険料収納対策に係る経費の財政支援を追加。(平成30年度後期高齢者医療制度事業費補助金の交付実績額を上限。)
- ◎ 保健事業と介護予防の一体的実施の取組の評価指標の導入。
- ◎ 平成30年度同様に予算規模は100億円。
- ◎ 評価指標発出、一部改正により別途通知。
- ◎ 平成31年度災害臨時特例補助金の交付要綱等の内容を踏まえ、交付基準の一部改正により別途通知。
- ◎ 一部負担金及び保険料の減免に係る財政支援を実施。
- ◎ 一部負担金及び保険料の減免に係る財政支援を実施。

# 令和元年度長寿・健康増進事業について

ねらい	項目
保健事業推進のための基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業評価のための調査分析等 構成市町村の現状把握・調査分析等を実施</li> <li>○保健事業に係る市町村等との連絡・調整 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など、地域の状況に応じ被保険者にふさわしい保健事業を行うために、市町村等関係者との連絡・調整を実施</li> <li>○高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する事例の共有、横展開等を目的とした会議や研修を実施</li> <li>○保険者協議会との共同等</li> </ul>
取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康診査等 ・追加項目 　・人間ドック等の費用助成</li> <li>○健康教育・健康相談等 被保険者的心身の健康保持・増進を目的として、地域の特性や課題等を踏まえ、保健指導、健康教育、健康相談等の保健事業を実施</li> <li>○医療資源が限られた地域の保健事業 医療機関が少ない等医療資源が限られた地域において、その特性により必要な保健事業を実施</li> </ul>
その他	骨粗鬆症検診等

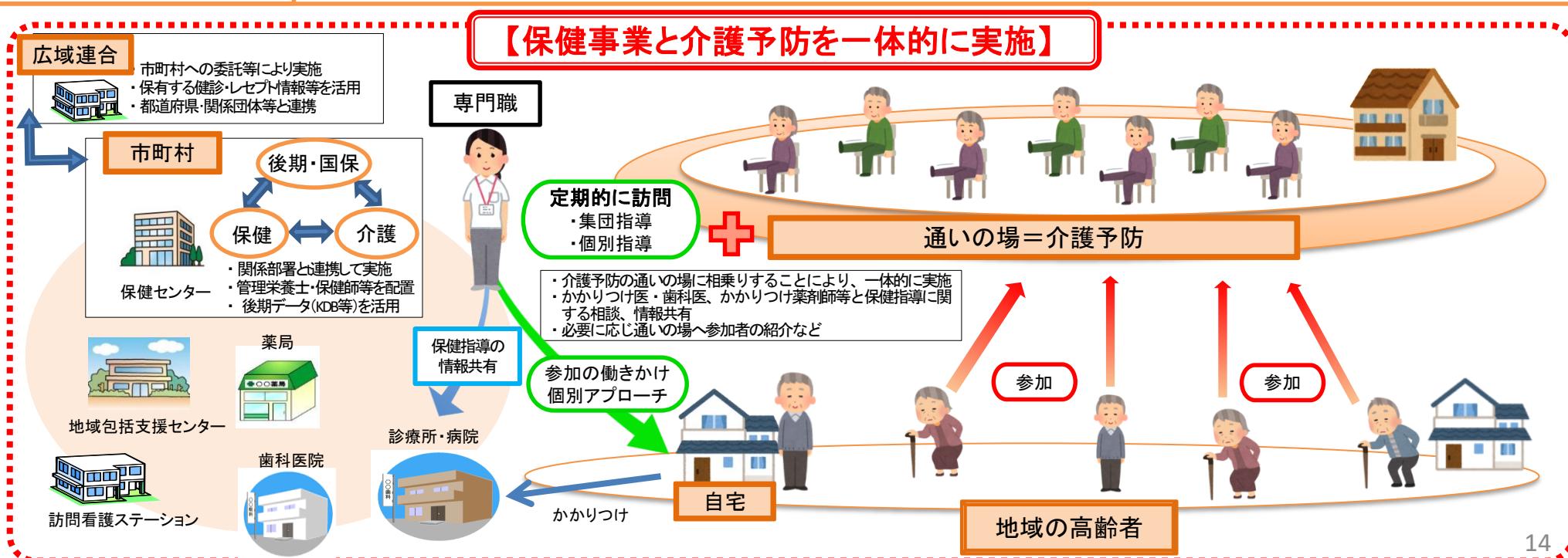
# 高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進 (介護予防との一体的な実施の先行的取組)

令和元年度予算額 6.1億円  
(平成30年度予算額:3.6億円)

## 概要

- 低栄養、筋量低下等による心身機能の低下の予防、生活習慣病等の重症化予防のため、高齢者の特性を踏まえた保健指導等を実施。
- 後期高齢者医療広域連合において、市町村への委託等を通じ、地域の実情に応じて、地域包括支援センター、保健センター、訪問看護ステーション、薬局等を活用し、課題に応じた専門職（管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、保健師等）が、対応の必要性が高い後期高齢者に対して相談や訪問指導等を実施。  
〔例〕
  - ・低栄養、過体重に対する栄養相談・指導
  - ・外出困難者への訪問歯科健診
  - ・摂食等の口腔機能低下に関する相談・指導
  - ・複数受診等により服用する薬が多い場合における服薬相談・指導 等〕
- 高齢者の通いの場を中心とした介護予防と上記保健事業の市町村における一体的な実施を先行的に取り組む。  
※ 経済財政運営と改革の基本方針2018  
高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病の疾病予防・重症化予防、就労・社会参加支援を都道府県と連携しつつ市町村が一体的に実施する仕組みを検討するとともに、インセンティブを活用することにより、健康寿命の地域間格差を解消することを目指す。

## 事業イメージ



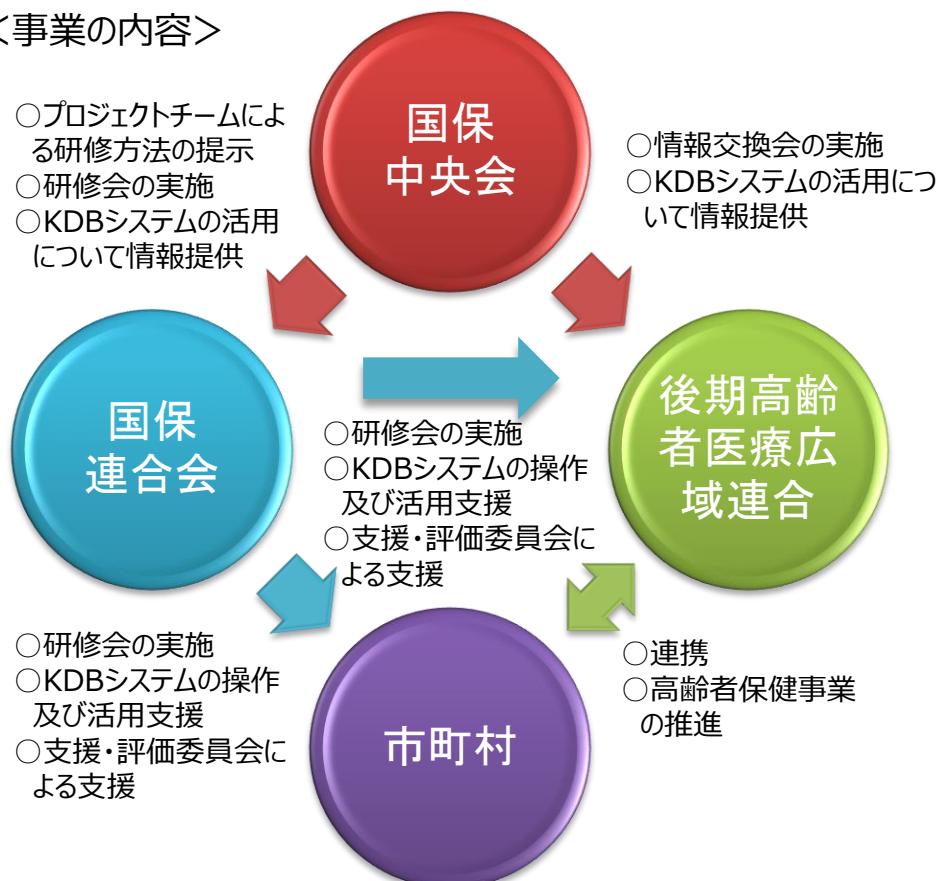
- 高齢者の特性を踏まえた保健事業の全国的な横展開等に要する経費

令和元年度要望額：109,141千円（新規）

### ＜経緯・目的＞

- 厚生労働省においては、平成28、29年度に高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進に係る事業をモデル実施し、当該事業の検証結果などを踏まえて、平成30年4月に「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を策定した。
- 平成30年度からは、ガイドラインの普及などを通じ、高齢者の特性を踏まえた保健事業を全国的に横展開することとしている。
- これを踏まえ、保健事業のガイドラインの普及及び保健事業の全国的な横展開や介護予防との一体的な実施の推進を目的とした事業を行う。

### ＜事業の内容＞



#### 国保中央会が実施

##### 国保連合会が広域連合及び市町村を支援するための基盤整備

- プロジェクトチームの立ち上げ
  - ・ガイドラインを基に国保連合会が実務担当者に対して行う研修の指針（内容、方法）を検討
- 国保連合会向け研修会の実施
- 広域連合向け情報交換会の実施
- 国保データベース（KDB）システムの活用について情報提供

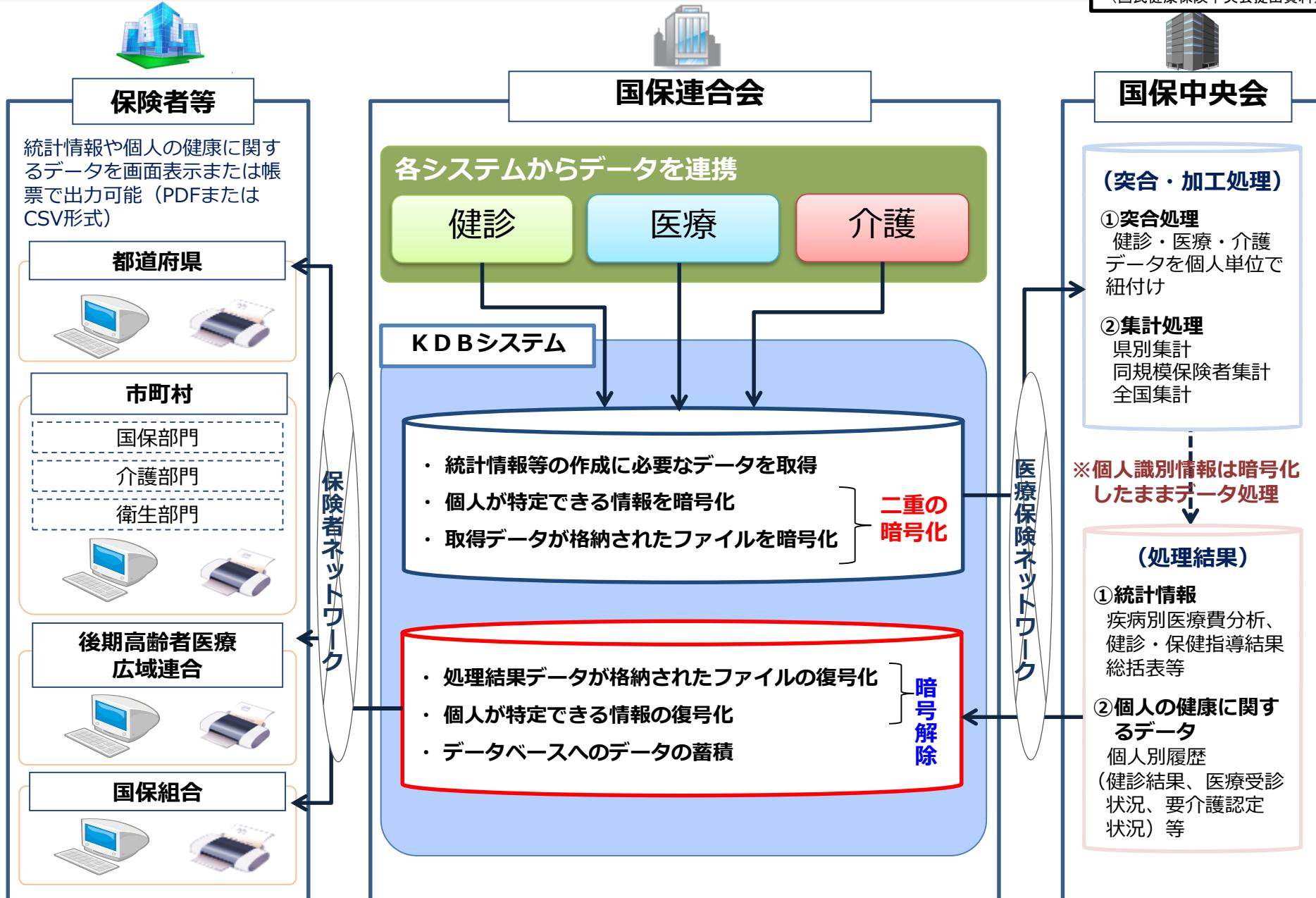
#### 国保連合会が実施

##### 後期高齢者医療広域連合及び市町村の実践支援

- 研修会の実施
  - ・国保中央会が示す研修指針を基に、広域連合及び市町村の実務者に対して研修を実施
- 国保データベース（KDB）システムの操作及び活用支援
- 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業における国保連合会保健事業支援・評価委員会による支援

# 国保データベース（KDB）システムの全体像

平成30年10月5日  
第3回高齢者の保健事業と介護予防の  
一体的な実施に関する検討会資料  
(国民健康保険中央会提出資料)より抜粋

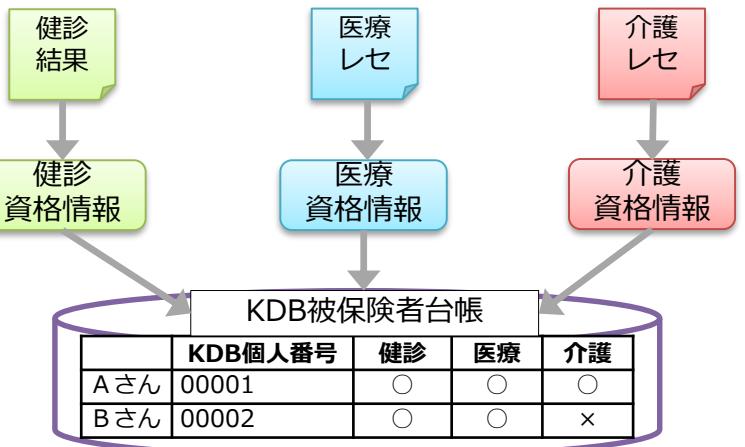


# 国保データベース（KDB）システムの特徴

平成30年10月5日  
第3回高齢者の保健事業と介護予防の  
一体的な実施に関する検討会資料  
(国民健康保険中央会提出資料)より抜粋

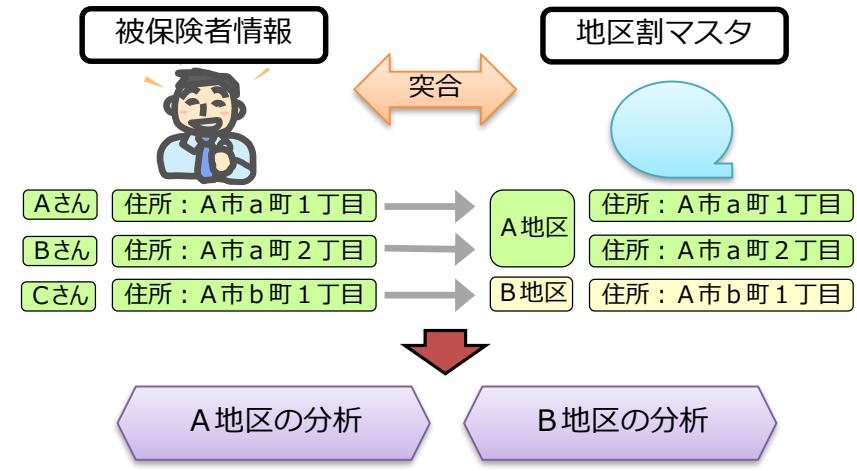
## 1. 健診・医療・介護の突合

- 健診・医療・介護の情報を個人単位で紐付することで、制度横断的に分析することが可能。



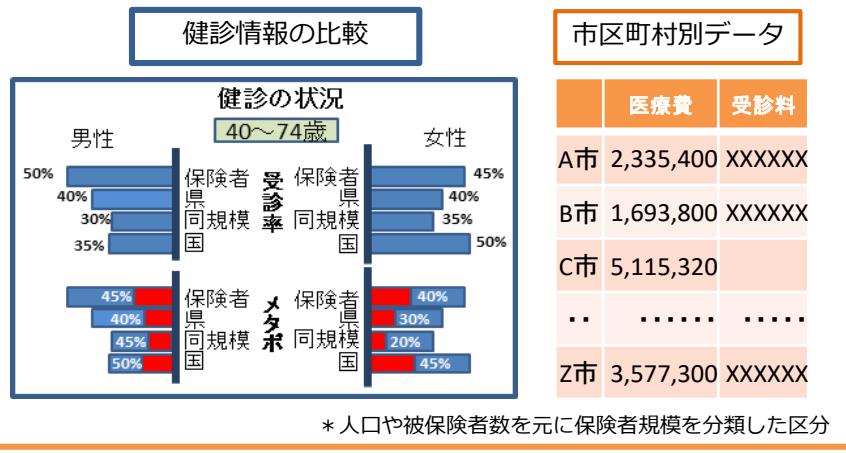
## 2. 地区割りによる分析

- これまで保険者単位で行っていたデータ分析をより細分化し、地区単位（例：住所別、学区別等）で分析することも可能。



## 3. 県・同規模・全国との比較

- 全国の国保連合会が管理するデータを国保中央会（共同処理センター）へ送付し、一括して集計することで県内集計値・同規模\*集計値・全国集計値などの比較情報を作成する。



## 4. 経年比較、性・年齢別分析

- 保険者・県・同規模などの集計結果を性・年齢別に比較を行いながら経年比較できる一覧表を作成する。また個人別履歴に関しても経年比較による追跡と分析が可能。

**保健指導の状況**

	男性		女性	
	積極的支援	動機付修了者	積極的支援	動機付修了者
40～74歳				
H29 年度	91 保険者 県 同規模	85 86 70 XX	91 86 90 XX	85 92 82 XX
H28 年度	XX 保険者 県 同規模	XX XX XX XX	XX XX XX XX	XX XX XX XX
H27 年度	XX 保険者 県	XX XX XX XX	XX XX XX XX	XX XX XX XX

**個人別履歴**

平成29年	平成28年
(歯科／医科)	(歯科／医科)
4月	4月
5月	5月
6月	6月
7月	7月
8月	8月
...	...
3月	3月
(年間医療費)	(年間医療費)
310,000	180,000

# 低栄養防止・重症化予防事業の実施状況（類型別集計）

		平成28年度 (H30.3月実績確定)			平成29年度 (H31.2月実績確定)			平成30年度 (H31.3月変更交付時点)		
		事業数	広域連合数 ※1	市町村数 ※2	事業数	広域連合数 ※1	市町村数 ※2	事業数	広域連合数 ※1	市町村数 ※2
栄養指導	10	10	9	13	13	10	17	15	14	
口腔指導	11	10	10	10	10	9	12	11	10	
訪問歯科健診	34	16	29	34	21	28	39	20	32	
服薬指導	5	5	3	5	5	1	7	7	2	
重症化予防	9	9	4	22	15	14	36	20	23	
包括アセスメント	4	3	3	4	3	3	2	2	2	
複合的取組	5	5	4	9	7	9	15	8	14	
研修	4	3	2	2	2	1	1	1	1	
合計	実数	72	30	52	87	32	59	116	37	74
	のべ数	82			99			129		

※1 直営及び市区町村への委託等により事業を実施している広域連合の数。

※2 広域連合からの委託、補助により事業を実施している市区町村の数。

# 重症化予防の取組内容について

19

重症化予防に関する取組としては、高血圧や糖尿病等の生活習慣病のコントロールが不十分なために重症化のおそれがある者に対し、重症化を予防するための保健指導栄養や運動等の相談や指導が行われた。

表 重症化予防に関する対象者抽出基準・取組概要

広域連合・構成市町村名	事業実施年度	対象者抽出基準	取組概要	期間
北海道妹背牛町	28/29	HbA1c6.5%以上または空腹時血糖126mmHg以上、クレアチニン値から算出したeGFRや尿蛋白の所見から腎機能低下がみられる者	訪問により食習慣や運動習慣、生活習慣全般を確認し、本人にとって改善可能なことと困難なことを明らかにしていく	—
北海道江差町	29	かかりつけ医が必要と判断した者もしくはHbA1c7.0%以上かつ尿蛋白(±)以上の者	継続的な保健指導、栄養指導を実施する	—
北海道上ノ国町	29	かかりつけ医が必要と判断した者もしくはHbA1c7.0%以上かつ尿蛋白(±)以上の者	医師の指示書等に基づき、生活・栄養指導を実施する	—
千葉県旭市	29	血压170/100以上、中性脂肪300以上、HDL-C29以下、LDL-C180以上、AST150以上、ALT150以上、γGTP300以上、尿酸8.0以上、HbA1c6.5%以上尿糖+以上、ヘモグロビン(男)9.9以下(女)8.9以下の生活習慣病未治療者	栄養士が訪問し、訪問栄養指導を行う	—
神奈川県大和市	28/29	HbA1c6.5%以上かつ空腹時血糖126mg/dl以上かつeGFR50以下の者	栄養士による訪問栄養相談	6ヶ月
神奈川県広域連合	29	HbA1c6.5%以上かつ尿蛋白(+)以上の者	未受診者や治療中断者は受診勧奨、現在治療中のものは訪問指導を実施	3ヶ月
石川県広域連合	28/29	HbA1c7.0%以上または空腹時血糖126mg/dl以上で、尿蛋白(++)かつeGFR50未満の者	管理栄養士等による訪問指導	4ヶ月
長野県喬木村	29	Ⅱ度以上の高血圧もしくはHbA1c8.0%以上もしくはLDL-C180以上もしくは中性脂肪300以上もしくは尿蛋白++以上もしくはeGFR40未満もしくはメタボ該当者(2項目以上)もしくは心電図要精検	保健師による訪問指導	4ヶ月
愛知県東浦町	28/29	HbA1c7.0%以上かつ尿蛋白(±または+)以上かつ糖尿病の受診歴がない者	訪問等により治療の必要性、生活上の留意事項についての保健指導を行う	6ヶ月
滋賀県甲賀市	28/29	各専門職が支援が必要だと思った者	各種専門職が、高齢者の抱える課題に応じて訪問指導を実施	6ヶ月

# 重症化予防の取組内容について

20

表 重症化予防に関する対象者抽出基準・取組概要

広域連合・構成市町村名	事業実施年度	対象者抽出基準	取組概要	期間
奈良県田原本町	29	空腹時血糖126mg/dlまたは随時血糖200mg/dl以上かつHbA1c6.5%以上の医療機関未受診者 CKDステージ3a(尿蛋白+以上)からステージ5で、医療機関未受診者 糖尿病のレセプトがある者かつ尿蛋白2年間±の者	医療機関への受診勧奨や重症化予防のための訪問指導実施	—
鳥取県鳥取市	28/29	Ⅱ度高血圧以上、HbA1c7.0%または空腹時血糖130mg/dl以上、男性のLDL-L180以上、尿蛋白++以上のいずれかに該当する者	看護師等専門職が対象者の特性に合わせて家庭訪問を実施。	—
広島県呉市	28/29	年間入院2回以上、高度医療救急利用者、直近の月額医療費100万円以上、長期入院者のいずれか	在宅医療介護連携推進員が自宅を訪問し、医療・介護サービス利用の適正化、疾病の重度化予防、自宅の環境調整、療養や療養場所に関する意思決定支援を実施	—
	28/29	骨粗しょう症対象者		—
香川県広域連合	28/29	HbA1c6.9%以上で糖尿病の病名がありながら、健診後3ヶ月で糖尿病の治療がされていない者	保健師が自宅を訪問し、指導を実施	—
福岡県広域連合	28/29	2型糖尿病患者	訪問し、食事等を含め保健指導を実施	6ヶ月
長崎県広域連合	28/29	空腹時血糖126mg/dlまたは随時血糖200mg/dl以上 または HbA1c6.5%以上でeGFR50未満または尿蛋白++以上の者	かかりつけ医の指示等のもと、6ヶ月間の栄養指導計画を作成し、訪問により栄養指導を実施	6ヶ月
鹿児島県広域連合	28/29	健診結果で「要医療」と判定された者	保健師等が訪問し、医療機関への受療勧奨や生活指導を実施	—
沖縄県糸満市	28/29	尿蛋白++以上かつeGFR40以下で空腹時血糖126mg/dlかつHbA1c7.0%以上	訪問、来所、電話等において保健指導、受療勧奨を実施	3ヶ月
沖縄県南風原町	29	HbA1c7.0%以上、血圧150/90以上、尿蛋白陽性の者	訪問により、本人や家族の状況を聞き取り、保健指導を実施	—
沖縄県広域連合	29	HbA1c7.4%以上、HDL-C34以下、尿蛋白++、γ-GTP81以上、GOT51以上、尿糖++以上	訪問により、生活実態等を把握し、指導を行う	6ヶ月

# 各取組の試行分析結果：重症化予防

21

## 平成28・29年度（1年目・2年目）比較

図-重症化⑥-5

空腹時血糖

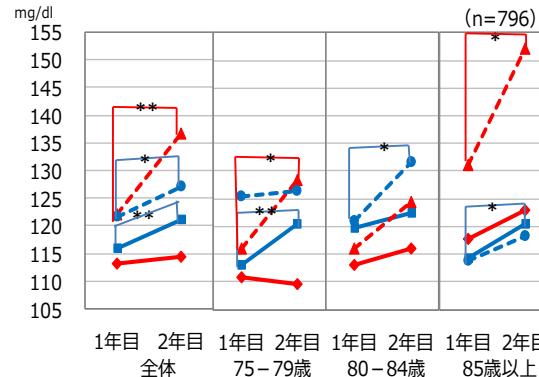
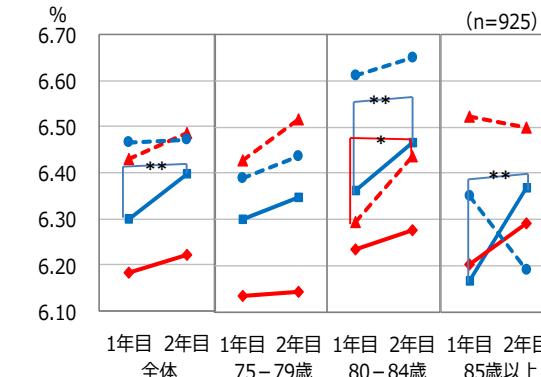


図-重症化⑥-6

HbA1c



男性参加者

女性参加者

男性非参加者

女性非参加者

図-重症化⑥-11

eGFR

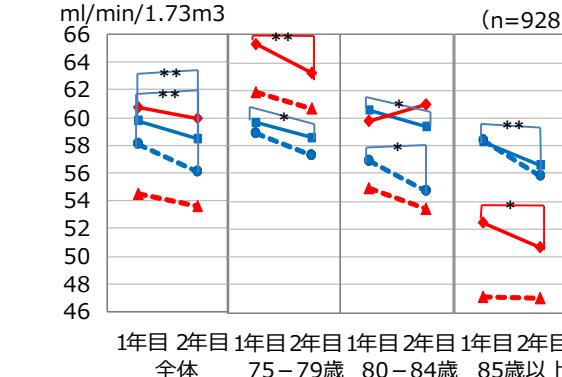


図-重症化⑥-12

年間医科医療費

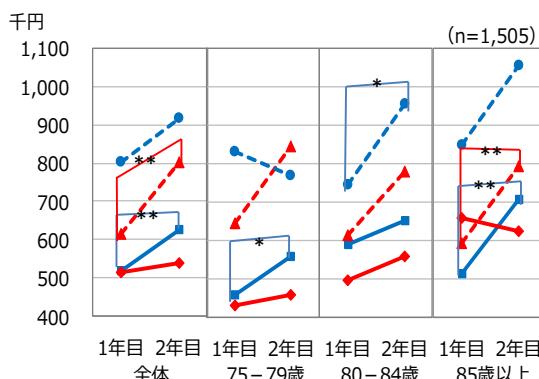
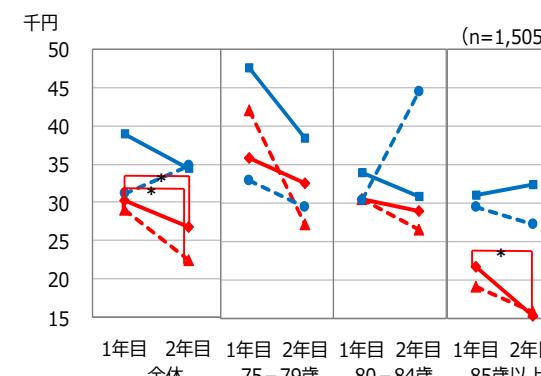


図-重症化⑥-13

年間歯科医療費



## 平成28・29年度

- 空腹時血糖について、女性の総数では、1年目と2年目を比較すると、参加群では横ばいだが、非参加群においては14.65mg/dlの上昇が見られる。
- 空腹時血糖及びHbA1cにおいて、参加群は非参加群より低値にとどまっている。
- eGFRにおいても、参加群は非参加群より高値であり、ベースの状態にも差がある。
- 年間医科医療費において、1年目と2年目を比較すると、参加群の女性ではほぼ横ばいであるのに対し、非参加群は約20万円の上昇となっている。
- 年間医科医療費において、2年目の参加群と非参加群の差は、男性では約29万円、女性では、約26万円となっており、1年目からの差額が拡大している。